

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表(第2条、第3条、第4条関係)				別表(第2条、第3条、第4条関係)			
1号認定利用者負担額				1号認定利用者負担額			
階層区分		1号認定利用者負担額(月額:円)		階層区分		1号認定利用者負担額(月額:円)	
A	生活保護世帯	0		A	生活保護世帯	0	
B	(略)			B	(略)		
C1	(略)			C1	(略)		
C2	市町	(略)		C2	市町	(略)	
C3	村民	(略)		C3	村民	(略)	
C4	税所得割課税	51,401円以上77,100円以下	11,300	C4	税所得割課税	51,401円以上77,100円以下	10,100
C5	額が	(略)		C5	額が	(略)	
C6	右の	(略)		C6	右の	(略)	
C7	区分	(略)		C7	区分	(略)	
C8	に該	(略)		C8	に該	(略)	
C9	当る世帯	(略)		C9	当る世帯	(略)	
～略～				～略～			
				附 則			
				<p><u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成29年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。</u></p>			